

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 118 号

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則

京都市生活環境美化センター規則の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「ふん尿以外の一般廃棄物で本市が定期的に収集するものに係るものを除く」を「粗大ごみ、ふん尿及び犬、猫等の死体に係るものに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)